

令和2年8月11日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.13 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

次のとおり情報提供いたします。

この度、松江地区にて大規模クラスターが発生し、また、西部地区では初めて感染事例の発表がございました。

従来よりご周知しておりますとおり、会員各医院におきましては、標準予防策に基づき感染予防策の徹底を改めてご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、検温等の予診は、患者様への十分な理解を得たうえで引き続きの実施をお願いするところですが、聴き取りの際にはプライバシーの保護の点にも十分にご配慮をお願いいたしたく、スタッフの皆さまへもご周知下さい。

歯科診療時の新型コロナウイルス感染予防策について

- ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ・エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

標準予防策の徹底について

歯科医療に関連する一般歯科診療時の院内感染の予防策については、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）」（別添資料・HP掲載）を参考にすること。

歯科診療実施上の留意点について

新型コロナウイルスについては、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要である。歯科診療においては、唾液等の体液に触れる機会が多いことや歯の切削等によりそれらが飛散することがあるなどの特性に鑑み、感染拡大防止のため、以下の点に特に留意すること。

- (1) 歯科診療の実施前に、患者の状態について、発熱や咳などの呼吸器症状の有無等について確認すること。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合については、速やかに保健所にご相談いただくよう、患者に伝えること。

(2) 診療室の定期的な換気を実施するとともに、診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこと。なお、歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。

(3) 歯科診療を行う上での留意点については、関連学会から考え方が示されているので参考にすること。

以上

◆参考資料（HP掲載）◆

- ・一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）
- ・医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版改訂版（ver. 2.1））